鈴鹿市告示第２３２号

道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１８条第１項の規定に基づき、市道の区域を次のとおり変更し、及び告示する。

なお、関係図面は、鈴鹿市土木部土木総務課において当該告示の日から２週間一般の縦覧に供する。

令和８年１１月２５日

鈴鹿市長　末　松　則　子

路線名：三日市６７号線

区域変更区間	旧新の別	延長（m）	幅員（m）
三日市町字泥 1171 番地先から	旧	138.0	8.9～9.7
三日市町字泥 1170 番１地先まで	新	138.0	8.9～12.7